

参考資料

浦安市高齢者補聴器購入費用の助成に関する規則（平成7年規則第11号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><u>第1条</u> 浦安市高齢者補聴器購入費用の助成に関する規則（平成7年規則第11号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（対象者）</p> <p><u>第2条</u> 費用の助成を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>医師により難聴のため補聴器の使用が必要であると証明されていること。</u></p> <p>(2) <u>補聴器を購入する日において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であること。</u></p> <p>(3) <u>費用の助成の申請をしようとする日の属する年度の市町村民税（その日が4月1日から6月30日までの間の日である場合にあっては、前年度の市町村民税）が非課税であること。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条の規定による補装具費の支給（補聴器に限る。）を受けることができる者は、費用の助成の対象としない。</u></p> <p>（助成の申請）</p> <p><u>第5条</u> 費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市高齢者補聴器購入費用助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。<u>ただし、第3号の書類に係る事実について市が保有する情報により確認することができる場合であって、市長がその事実を確認することについて申請者が同意したときは、その添付は要しない。</u></p> <p>(1)・(2) 省 略</p> <p>(3) <u>市町村民税の課税状況を明らかにする書類</u></p> <p>2 省 略</p>	<p>（対象者）</p> <p><u>第2条</u> 費用の助成を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であって、医師により難聴のため補聴器の使用が必要であると証明され、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けていないものとする。</p> <p>（助成の申請）</p> <p><u>第5条</u> 費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市高齢者補聴器購入費用助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 同 左</p> <p>2 同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

別 記

第1号様式 (第5条第1項)

浦安市高齢者補聴器購入費用助成申請書

省 略

省 略

振 込 先	金 融 機 関 名	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	
<u>市町村民税に係る事実について、市が保有する情報により確認することに同意する場合は、署名してください。</u>		
<u>市町村民税の課税状況に係る事実の確認をすることを同意します。</u>		
氏名		

添付書類

- 1 医師が発行した証明書
- 2 費用を支払ったことを証する書類
- 3 市町村民税の課税状況を明らかにする書類

第2条 浦安市高齢者補聴器購入費用の助成に関する規則の一部を次のように改正する。

(補則)

第8条 省 略

別 記

第1号様式 (第5条第1項)

浦安市高齢者補聴器購入費用助成申請書

同 左

同 左

振 込 先	金 融 機 関 名	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	

添付書類

- 1 医師が発行した証明書
- 2 費用を支払ったことを証する書類

(委任)

第8条 同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

別 記

第1号様式 (第5条第1項)

浦安市高齢者補聴器購入費用助成申請書

年 月 日

浦安市長 様

省 略

省 略

振 込 先	<u>金 融 機 関 名</u>	
	<u>口 座 番 号</u>	
	<u>口 座 名 義 人</u>	

省 略

別 記

第1号様式 (第5条第1項)

浦安市高齢者補聴器購入費用助成申請書

年 月 日

浦安市長 様


同 左

同 左

希望する支払方法	<input type="checkbox"/> 窓口払い <input type="checkbox"/> 口座振替	
	<u>金 融 機 関 名</u>	
	<u>口 座 番 号</u>	
	<u>口 座 名 義</u>	

同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="210 268 629 303">第2号様式 (第5条第1項第1号)</p> <p data-bbox="483 304 786 336">証 明 書</p> <p data-bbox="622 343 719 375">省 略</p> <p data-bbox="244 381 1010 414">上記の者は、難聴であり、補聴器の使用が必要であると認める。</p> <p data-bbox="376 528 568 560">年 月 日</p> <p data-bbox="696 711 786 743">所在地</p> <p data-bbox="566 783 786 815">医療機関 名 称</p> <p data-bbox="696 855 869 887"><u>医師名 (自署)</u></p>	<p data-bbox="1184 268 1603 303">第2号様式 (第5条第1項第1号)</p> <p data-bbox="1453 304 1756 336">証 明 書</p> <p data-bbox="1592 343 1688 375">同 左</p> <p data-bbox="1218 381 1984 414">上記の者は、難聴であり、補聴器の使用が必要であると認める。</p> <p data-bbox="1350 528 1543 560">年 月 日</p> <p data-bbox="1666 711 1756 743">所在地</p> <p data-bbox="1536 783 1756 815">医療機関 名 称</p> <p data-bbox="1666 863 1756 895"><u>医師名</u></p> 

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前																										
<p data-bbox="188 268 439 300">第3号様式 (第6条)</p> <p data-bbox="595 308 678 339">省 略</p> <p data-bbox="342 379 931 411">浦安市高齢者補聴器購入費用助成可否決定通知書</p> <p data-bbox="595 451 678 483">省 略</p> <p data-bbox="221 491 376 523">1 助成する</p> <table border="1" data-bbox="221 523 1106 804"><thead><tr><th colspan="3" data-bbox="622 531 705 563">省 略</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="277 635 416 667" rowspan="3">振 込 先</td><td data-bbox="490 579 685 611">金 融 機 関 名</td><td data-bbox="703 579 1106 611"></td></tr><tr><td data-bbox="490 635 685 667">口 座 番 号</td><td data-bbox="703 635 1106 667"></td></tr><tr><td data-bbox="490 691 685 722">口 座 名 義 人</td><td data-bbox="703 691 1106 722"></td></tr></tbody></table> <p data-bbox="221 850 405 882">2 助成しない</p> <table border="1" data-bbox="221 882 1106 991"><tr><td data-bbox="255 922 439 954">助成しない理由</td><td data-bbox="479 882 1106 991"></td></tr></table> <p data-bbox="215 999 275 1031">教示</p> <p data-bbox="244 1031 1111 1209">1 <u>この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</u></p> <p data-bbox="244 1217 1111 1388">2 <u>この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）</u>、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して</p>	省 略			振 込 先	金 融 機 関 名		口 座 番 号		口 座 名 義 人		助成しない理由		<p data-bbox="1189 268 1440 300">第3号様式 (第6条)</p> <p data-bbox="1559 308 1641 339">同 左</p> <p data-bbox="1312 379 1901 411">浦安市高齢者補聴器購入費用助成可否決定通知書</p> <p data-bbox="1559 451 1641 483">同 左</p> <p data-bbox="1189 491 1344 523">1 助成する</p> <table border="1" data-bbox="1189 523 2074 804"><thead><tr><th colspan="3" data-bbox="1592 531 1675 563">同 左</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1223 667 1417 699" rowspan="4">支 払 方 法</td><td colspan="2" data-bbox="1576 579 1951 611"><input type="checkbox"/>窓口払い <input type="checkbox"/>口座振替</td></tr><tr><td data-bbox="1464 635 1659 667">金 融 機 関 名</td><td data-bbox="1677 635 2074 667"></td></tr><tr><td data-bbox="1464 691 1659 722">口 座 番 号</td><td data-bbox="1677 691 2074 722"></td></tr><tr><td data-bbox="1464 746 1659 778">口 座 名 義</td><td data-bbox="1677 746 2074 778"></td></tr></tbody></table> <p data-bbox="1189 850 1373 882">2 助成しない</p> <table border="1" data-bbox="1189 882 2074 991"><tr><td data-bbox="1223 922 1417 954">助成しない理由</td><td data-bbox="1451 882 2074 991"></td></tr></table>	同 左			支 払 方 法	<input type="checkbox"/> 窓口払い <input type="checkbox"/> 口座振替		金 融 機 関 名		口 座 番 号		口 座 名 義		助成しない理由	
省 略																											
振 込 先	金 融 機 関 名																										
	口 座 番 号																										
	口 座 名 義 人																										
助成しない理由																											
同 左																											
支 払 方 法	<input type="checkbox"/> 窓口払い <input type="checkbox"/> 口座振替																										
	金 融 機 関 名																										
	口 座 番 号																										
	口 座 名 義																										
助成しない理由																											

改 正 後	改 正 前
<p><u>1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u>。ただし、<u>上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和4年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 第1条の規定による改正後の浦安市高齢者補聴器購入費用の助成に関する規則の規定は、施行日以後に購入した補聴器に係る費用の助成について適用し、施行日前に購入した補聴器に係る費用の助成については、なお従前の例による。</u></p>	